

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業  
(食品規格等調査) 調査報告書

# インドネシア共和国

## 食品行政機構及び関連法令

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 食品行政 (食品安全管理) ・ 機構..... | 1 |
| 2. 食品関連法令.....             | 2 |

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

インドネシア共和国の食品安全管理制度は、市場前後の幅広い管理を必要とする。市場前管理は、製品の食品安全性を評価して小売り販売前に安全性および品質要件の遵守を確実にすることで実施される。製品が必要要件を満たしている場合には登録承認番号が与えられ、小売市場の対象となる。市場後管理は、市場と小売店の両方またはいずれか一方に食品が流通した後に実施される。広大な対象領域、そしてインドネシア共和国の純然たる地理的性質ゆえに、国家医薬品食品監督庁(Bandan Pengawas Obat Dan Makana: BPOM 或いは National Agency for Drug and Food Control: NADFC)は、インドネシア共和国では市場前管理を重点的に取り組む必要があると主張している。

全ての小売包装食品が BPOM による登録を必要とすることが要件(BPOM 規則 No.27/2017)となっている(登録要件は地元で生産される食品にも適用される)。登録番号に加えて、一部の輸入製品には、他のインドネシア共和国政府規制機関からの追加の承認も必要となる。例えば、畜産物に関する産業省(Ministry of Trade: MoT)からの輸入許可に加えて、農業省(Ministry of Agriculture: MoA)からの輸入勧告を要する。

食肉、家禽、乳製品、園芸製品の輸入は、法的規制や要件の変更による影響を受ける可能性があり、また食品添加物では BPOM による承認を必要(政府規定 No.28/2004)としており、特別な表示要件が適用される場合もある。インドネシア共和国ではインドネシア語で表示されたラベルを必要とするが、現在では補足ラベル(ステッカー)を追加することが可能である。必須となるラベル情報には、製品名、成分表、正味重量又は正味量、製造者又は輸入者の氏名と住所、ハラルマーク(該当する場合)、日付又は製造コード、使用期日、BPOM 登録番号、及び特定食品の供給元が含まれる。

## 1. 食品行政 (食品安全管理) ・ 機構

食品安全、品質、及び栄養に関する政府規定 No.28/2004 によれば、インドネシアの食糧に規制、生産能力の拡張、及び安全性の監督を実行する責務は複数の機関が担うものであり、農業関連は農業省(MoA)、漁業関連は海洋水産省(Ministry of Marine Affairs and Fisheries: MoMAF)、産業関連は産業省(Ministry of Trade: MoT)、健康関連は保健省(Ministry of Health: MoH)及び国家医薬品食品監督庁(BPOM)の所轄となっている。

**(1) インドネシア国家医薬品食品監督庁**(Bandan Pengawas Obat Dan Makana: BPOM 或いは National Agency for Drug and Food Control: NADFC)  
ホームページ: <https://www.pom.go.id/new/>

国家医薬品食品監督庁(BPOM)は、大統領の直属に置かれる行政庁(長官は公務員)である非省政府機関であり、省に属さない独立組織である。医薬品及び食品(加工食品に限る)に関する監督権限を持ち、インドネシアの食品安全管理システムを管轄する。

食品医薬品分野における国家政策の評価と組織化、特定の政策の実施、モニタリング等の機能を持ち、食品及び医薬品の評価分野における政府機関の活動、行政、ガバナンス、指導及び行政サービスの実施に関する指導及び開発を行う。

加工食品に関しては、主に以下の業務を所管している。

- 輸入食品の監視(食品の登録、搬入承認)
- 流通前及び流通食品の監視
- 大規模製造業者の登録・管理

**(2) インドネシア保健省**(Ministry of Health: MoH)  
ホームページ: <https://www.kemkes.go.id/index.php?lg=LN02>

保健省(MoH)は、インドネシア政府内の公衆衛生業務を組織する政府省庁であり、以下の使命がある。

- 公衆衛生状態の改善
- 健康への取り組み、公衆衛生を保護
- 健康資源の利用可能性と分配を確保

### (3) インドネシア農業省 (Ministry of Agriculture: MoA)

ホームページ: <http://www.pertanian.go.id/>

農業省 (MoA) は、インドネシア共和国の中央省庁の1つであり、生鮮食品 (農畜産物) に関する監督権限を持つ。

ISO/IEC 17011 の実施、GMP や HACCP 等の認証、生鮮食品の登録、包装施設の登録、農畜産物の輸出入や残留農薬の規定についての発令などを行う。

### (4) インドネシア海洋水産省 (Ministry of Marine Affairs and Fisheries: MoMAF)

ホームページ: <https://kkp.go.id/>

海洋水産省 (MoMAF) は、インドネシア共和国の中央省庁の1つであり、水産物に関する監督権限を持つ。

インドネシア国内における水産物の一次生産、加工、流通の全段階に渡る管理を規定し、養殖生産工程管理 (GAP)、適正取扱規範 (GHP) 及び HACCP 証明書の発行並びに衛生証明書の発行を行っている。

## 2. 食品関連法令

### (1) インドネシア共和国 食品法 No.18/2012

インドネシア共和国の食品法 No.18/2012 は、全ての食品と食品を対象とする包括的な規制である。同法における食品の定義は、『ヒトによる飲食を意図し、加工品及び未加工品も含めた農業、植林、林業、漁業、水域、水等の生物学的起源に由来する全てのものであり、飲食品の調理、加工及び/又は製造に用いる食品添加物、食品原材料及びその他の材料を含む』としている。

以下に示すように 17 章からなるこの法律は、最も必要不可欠な人間の必要性として食料に関する基本的な法律を定め、その充足がインドネシア共和国の 1945 年憲法で保障されている人権の一部であるとしている。第 2 章 第 3 条では、食料主権、食料自給率、食料安全保障に基づき、公平に、普及し、持続可能な利益をもたらす基本的な人間の必要性を満たすために、食料活動が実施されることが明記されている。第 3 章では、準備、手頃な価格、食品消費と栄養の充足のための活動の計画、実施及び制御、並びに調整された統合された人々を巻き込んで食品の安全性。第 7 章では、食品安全の要件を確立している。国家は、利用可能性、手頃な価格と個人だけでなく、インドネシア共和国の全体の領土に国家とローカルレベルの両方で十分、安全で栄養バランスのとれた食品消費の充足を達成する義務があります常に地域資源、制度と文化を利用している。

第 1 章 一般規定 General Provisions

第 2 章 原則、目的、及び規制の範囲 Principles, Objectives, and Scope of Regulation

第 3 章 計画 Planning

第 4 章 食品の供給可能性 Food Availability

第 5 章 食品の購入可能性 Food Affordability

第 6 章 食品の消費及び栄養 Nutrition and Food Consumption

第 7 章 食品の安全性 Food Safety

第 8 章 食品の表示及び広告 Food Label and Advertisement

第 9 章 管理 Control

第 10 章 食品情報システムズ Food Information System

- 第 11 章 食品研究開発 Food Research and Development
- 第 12 章 食品政府機関 Food Institution
- 第 13 章 地域参加 Public Participation
- 第 14 章 調査 Investigation
- 第 15 章 罰則規定 Penalty Provisions
- 第 16 章 経過措置 Transitional Provision
- 第 17 章 廃止規定 Closing Provision

インドネシア共和国 食品法 No.7/1996 は、本食品法によって置き換えられたが、これらの法律は「食品表示と広告に関する政府規定 No.69/1999」及び「食の安全、品質、栄養に関する政府規定 No.28/2004」に基づいており、この 2 つの政府規定は現在でもインドネシアの食品管理の法的根拠となっている。しかしながら、食品表示及び広告並びに食品の安全性に関する規制の新たな法案は、本食品法 No.18/2012 に基づいている。

食品法の一側面として、食品輸入がある。地元の食糧資源が不十分な場合、輸入により食品を調達することが可能である(第 4 章 第 14 条 2 項及び第 36~40 条)。本食品法では政策立案者に対し、農業の持続可能性、農民と漁民の福祉、及び食品事業に悪影響を与えずに生産を増加させる食品輸入政策と規制を確立するように説示している。インドネシア政府は、輸入よりも国内の食糧生産を一貫して優先することによって需要を満たしている。

## (2) インドネシア政府規定 No.28/2004 (食の安全、品質、栄養)

この規則は、食品の安全、品質及び栄養に関する効果的な育成及び監督体制の実現を規定しており、第 1 章 第 2 条において、食品生産、保存、輸送、流通機能を含む食品チェーンの営業管理責任者は何人といえ現行法制に規定する衛生要件を満たさなければならない旨明示している。

更に、第 3 条では、食品チェーンすべてにおいて、衛生要件は適正規範ガイドラインを適用して達成しなければならず、これには、

- (a) 適正農業規範 Proper method of Cultivation
- (b) 適正生鮮食品生産規範 Proper Method of Fresh-Food Production
- (c) 適正製造規範 Proper Method of Processed-Food Production
- (d) 適正食品流通規範 Proper Method of Food Distribution
- (e) 適正食品小売規範 Proper Method of Retail および
- (f) 適正調理済食品(ファストフード)製造規範 Proper Method of Fast Food Production が含まれている。

同規定中に定められているその他の衛生要件には、第 4 条 (a) 環境が食の安全を脅かす恐れのある土地使用を回避する、(b) 食の安全を脅かす生物汚染、動植物病を抑制する、(c) 肥料、農薬、病害対策薬剤、成長ホルモン、不適切な動物薬等の使用の結果としての食品中の化学残留物を最低限まで減少させる、第 6 条 (a) 加工食品の生物学的、化学的汚染物質やその他の健康を害し、影響を与え、危険にさらす可能性のある物質による汚染を防止する、(b) 食品中の病原体を殺菌し、または阻止し、その他の微生物を減少させる、(c) 原材料の選択、食品添加物の使用、加工、包装、保存、輸送などのプロセスを管理する、等が含まれている。

## (3) インドネシア政府規定 No.69/1999 (食品表示及び広告)

食品法を食品関連規制の制定の主たる根拠として、インドネシア政府は 1999 年、食品表示及び広告に関するインドネシア政府規定 No.69/1999 を発布した。条項中の主要点は、

第 2 章 第 2 条(1)項において、販売目的で包装済み食品を製造し、又はインドネシア国内に輸入する者は、何人といえ、食品包装上に、又は包装内にラベルの貼付を行わなければならない。

同第 2 条(2)項において、第 1 項記載のラベルは剥がしにくく、褪色・損傷しにくい方法で、包装の読みやすい部位に貼

付しなければならない。

第 3 条において、第 2 項記載のラベルは、食品に関する情報を示すものとし、少なくとも以下の項目を含まなければならない：

- a. 製品名
- b. 原材料一覧
- c. 正味重量または正味容量
- d. 包装済み食品の製造業者、またはインドネシア国内に輸入業者の氏名および住所
- e. 賞味期限となる年月日

第 3 章 第 15 条において、食品ラベルの文言はインドネシア語、アラビア数字及びアルファベット文字で記載又は印刷しなければならない。

#### (4) インドネシア国家医薬品食品監督庁(BPOM)規則 No. 27/2017

包装済み食品(Pre-packaged Food)として取引される、国内で生産された、或いはインドネシア国内へ輸入された全ての加工食品に対し、販売に先立って配布/販売許可の取得が義務付けられており、他に、以下の要件がある：

- 取引認証(ラベルに TM 又は®ロゴがある製品の場合)
- インドネシア国家規格(SNI)の製品認証が必須となる製品：ミネラルウォーター、小麦粉、ヨウ素添加塩、ココア粉末および精白糖
- 有機認証(有機製品の場合)
- GMO フリー(遺伝子組み換えでない：GMO-Free)認証(ダイズ、トウモロコシ、ジャガイモ及びトマトを用いた製品の場合)。高温の複合精製工程を経た油脂などの製品派生物(レシチンを含む)には、遺伝子組換えでない(non-GMO)という記載は必要ない。
- 食品への放射線照射についての記載(放射線照射処理した製品の場合)、等。

なお、食品登録に関連する規制として、以下の法及び政府規定がある。

- インドネシア共和国 食品法 No.18/2012
- インドネシア政府規定 No.69/1999 (食品表示及び広告)
- インドネシア政府規定 No.28/2004 (食の安全、品質、栄養)